

和歌山県役務の提供等の契約に係る簡易公開調達の取扱基準

(平成31年1月1日以降実施分)

第1 目的

この基準は、和歌山県が発注する役務の提供等の契約に係る簡易公開調達を実施するに当たり、必要な事項を定める。

第2 対象業務

この基準の対象となる業務（以下「対象業務」という。）は、原則として当該契約の予定価格が随意契約の限度額（*1）以下である参加資格要綱の別表（*2）の業務とする。

第3 簡易公開調達の方法

対象業務については、原則として簡易公開調達を実施する。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号から第9号までの規定に該当する場合は、簡易公開調達の方法以外の随意契約によることができる。

また、簡易公開調達は、対象業務の調達の手続及び内容を県ホームページに掲載した上、見積書を提出（郵送を含む。）させて落札者（随意契約の相手方）を決定する方法により実施する。

第4 簡易公開調達の参加条件

簡易公開調達に参加できる者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格者名簿に記載されている者（入札参加資格の停止中の者を除く。以下「名簿掲載業者」という。）のうち、原則として県内に本店を有する者（以下「県内業者」という。）とする。

また、県の地方機関が実施する簡易公開調達に参加できる者は、原則として県内業者のうち当該地方機関についての管内に本店を有する者（以下「管内業者」という。）とする。

なお、簡易公開調達の参加条件としては、条件付き一般競争入札取扱基準の別表（*3）に定める対象業務の業務種目ごとの人材要件及び実績要件は、原則として適用しないものとする。ただし、その簡易公開調達の必要に応じて、人材要件又は実績要件において規定された項目をその簡易公開調達の参加条件の技術要件等として加えることについてはできるものとする。

第5 地域条件

簡易公開調達の地域条件については、その簡易公開調達を実施する所属（以下「実施機関」という。）が、本庁の実施機関にあつては県内業者の優先を、地方機関の実施機関にあつては管内業者の優先を原則として、その簡易公開調達の実施の都度、定めるものとする。

この場合において、地方機関ごとの管内業者は、原則として別表の区分によるものとする。ただし、地方機関の実施機関にあつては、その簡易公開調達の契約の内容の必要に応じて、その管内業者の区分を別途の市町村又は郡を加えて変更することができるものとする。

(1) 本庁における地域条件

県内業者による簡易公開調達の実施を原則とする。

なお、県内業者だけでは、入札参加業者数が少なく競争性を確保できないと見込まれる業務（当該契約に係る業務種目に記載されている県内業者が原則として5者未満のもの）又は履行が困難と見込まれる業務（当該契約に係る技術要件、仕様等が著しく入札参加業者を少なくすると見込まれるもの。以下同じ。）については、県内に支店等を有し、かつ、その長を代理人として選任している名簿掲載業者（以下「準県内業者」という。）も簡易公開調達

に参加させることができるものとする。

また、県内業者に準県内業者を加えてもなお入札参加業者数が少なく競争性を確保できないと見込まれる業務（当該契約に係る業務種目に登録されている県内業者及び準県内業者が原則として5者未満のもの）若しくは履行が困難と見込まれる業務又は和歌山県が発注する頻度が極めて少ない特殊な業務（新規開発業務、全国規模の大規模イベント関連業務等県外業者の実績、経験等が特に有用と見込まれるもの）については、県外業者（県内業者及び準県内業者以外の名簿登録業者をいう。）も簡易公開調達に参加させることができるものとする。

(2) 地方機関における地域条件

管内業者による簡易公開調達の実施を原則とする。

なお、管内業者だけでは、入札参加業者数が少なく競争性を確保できないと見込まれる業務又は履行が困難と見込まれる業務については、県内業者も簡易公開調達に参加させることができるものとする。この場合において、当該県内業者を管内に支店等を有しているものに限ることもできるものとする。

また、県内業者に準県内業者又は県外業者を加える場合については、(1)の規定を準用するものとする。

第6 適用

この取扱基準は、平成31年1月1日以後に実施する簡易公開調達公告に係る簡易公開調達について適用する。

- (*1) 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第108条に規定する随意契約の限定額（工事又は製造の請負契約は250万円、物件の借入れ契約（リース・レンタル契約等）は80万円、その他の契約（委託契約等）は100万円等）
- (*2) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）の別表「役務の提供等の契約に係る業務種目一覧表」
- (*3) 「和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準（平成31年1月1日以降実施分）」（平成23年制定）の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実施要件」

別表（第5関係）

区 分	管 内 事 業 者
和歌山市、海南市又は海草郡に所在する地方機関	和歌山市、海南市又は海草郡に本店を有している者
岩出市又は紀の川市に所在する地方機関	岩出市又は紀の川市に本店を有している者
橋本市又は伊都郡に所在する地方機関	橋本市又は伊都郡に本店を有している者
有田市又は有田郡に所在する地方機関	有田市又は有田郡に本店を有している者
御坊市又は日高郡に所在する地方機関	御坊市又は日高郡に本店を有している者
田辺市又は西牟婁郡に所在する地方機関	田辺市又は西牟婁郡に本店を有している者
新宮市又は東牟婁郡に所在する地方機関	新宮市又は東牟婁郡に本店を有している者

備考

地方機関とは、和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）第3条第2項第2号に規定する機関をいう。